

**第２回 中の島公園指定管理者候補者選定委員会及び
吹田市立中の島スポーツグラウンド指定管理者候補者選定委員会
議事要旨**

【会議名】

第２回 中の島公園指定管理者候補者選定委員会及び吹田市立中の島スポーツグラウンド指定管理者候補者選定委員会

【開始日時】

令和６年７月１日（月）午前１０時００分～午前１０時５０分

【開催場所】

吹田市総合防災センター（DRC Suita）７階 会議室

【次第】

- １ 開会
- ２ 議事
 - （１）募集要項に係る審議
 - （２）選定委員会概要に係る修正等の報告
 - （３）その他
- ３ 閉会

【配布資料】

- (資料１) 第１回中の島公園及び吹田市立中の島スポーツグラウンド指定管理者候補者選定委員会議事要旨
- (資料２) 第１回中の島公園及び吹田市立中の島スポーツグラウンド指定管理者候補者選定委員会の主な意見と対応案
- (資料３) 募集要項（案）
- (資料４) 参考資料（案）
- (資料５) 中の島公園指定管理者候補者選定委員会及び吹田市立中の島スポーツグラウンド指定管理者候補者選定委員会概要
- (資料６) 評価点数表及び評価集計表

【出席委員】 ※順不同、敬称略

- 委員長　： 山田　宏之（大阪公立大学農学部　教授）
- 副委員長： 竹田　和真（大阪産業大学デザイン工学部　准教授）
- 委員　　： 井上　芳恵（龍谷大学政策学部　准教授）
- 委員　　： 大島　博文（大阪成蹊大学経営学部　教授）
- 委員　　： 小山　奈邦（近畿税理士会　吹田支部）

【欠席委員】

なし

【会議の公開・非公開】

非公開（審査内容等を設定する委員会であり、審査における公平性の確保と委員会における自由な意見交換を阻害する恐れがあるため。）

【傍聴者の数】

—

【発言の要旨】

1 開会

事務局：定刻となりましたので、ただ今から、第2回中の島公園指定管理者候補者選定委員会及び吹田市立中の島スポーツグラウンド指定管理者候補者選定委員会を開催させていただきます。委員の皆様方には、6月7日の第1回選定委員会におきまして、御審議をいただき、誠にありがとうございました。本日の選定委員会では、募集要項に係る御審議をいただきたく存じますので、よろしくお願いいたします。本日の委員会につきまして、過半数の委員の御出席により成立していることを報告します。それでは、委員長、選定委員会の進行をよろしくお願いいたします。

2 議事

（1）募集要項に係る審議

委員長：本日、前回も検討いたしました募集要項を最終的に決定することですので、よろしくお願いいたします。では議事の（1）募集要項に係る審議ということで、まずは資料の説明を事務局にお願いいたします。

【事務局より募集要項の説明】

委員長：では、只今の募集要項の修正、前回の委員会を受けての修正と、市として新たな修正の、両方について伺えたかと思います。委員の皆さまから、何かご質問、ご意見ありましたら、お願いしたいと思います。

委員：今回、駐車場は公募対象公園施設で、基本的に収益施設ということですね。収益施設ということは、飲食店舗と36台以上の駐車場収益で、特定公園施設の必須提案を整備していただくということですね。このうち、特定公園施設の整備費で吹田市さんが出される金額が、10億円弱。特定公園施設の整備にどれくらいかかりそうかという計算はできていますか。

事務局：整備について、実績ベースでの積み上げで計上しています

委員：吹田市がこれくらい負担すれば、飲食店舗と駐車場の収益を充てて何とかできるだろうという見込みは立てていらっしゃるということですか。

事務局：そうです。

委員：わかりました。ちなみにその駐車場の料金は自由に設定できますか。

事務局：駐車場料金は自由に設定できます。

委員：例えば、少し駐車枠の台数が少ないから、立体駐車場にしようかなという提案も可能ですか。

事務局：そのような提案も可能です。

委員：立体駐車場も設置可能かは、募集要項を読めばわかるようになっているのですか。

事務局：そこまでの記載はないです。

委員：裁量の範囲ということですね。

委員：用途地域的には2階までなのですよね。

事務局：用途地域上、そうです。

委員：選定基準及び評価項目の公募設置管理制度関係（Park-PFI）ですけれども、⑦の全体に書いてある駐車場へのEV充電施設に関する文言は⑧の公募対象公園施設の対象にもなるということですよ。駐車場として、この公募対象公園施設について、募集要項に書いてあることをきちんと提案しているかという意味で、全体に入っていますけど、公募対象公園施設の評価の視点にもなり得るということでしょうか。

事務局：そのような考えになります。

委員：⑦の全体の二つ目の項目で案内板についても、これは特定公園施設の提案で求めている総合案内板や、園内の案内板がこれに当たるのだとすると、これはメインエントランスなり、管理棟、野球場と横並びの特定公園施設の評価の視点にもなりうるということになるのですか。

事務局：はい。そうです。

委員：募集要項の「第2章公募設置管理制度(P-PFI) 2 公募対象公園施設等の設置等（2）特定公園施設の整備・管理」や「第3章指定管理者制度 3 指定管理者が実施する業務（4）利用促進業務」の項目の記載内容について、時間に関わらず、全天候型にさせていただき、良い修正をしていただけたと思います。また、ワークショップの話などをきちんと反映することも盛り込まれていて、これも良かったと思います。そこで、一つ質問なのですが、例えば、市民の方とかで新しいスポーツとかを既存の公園で経験できないので、そういう施設を作ってほしい等の要望とかはありますか。せっかく新しい公園整備をするのだったら反映できたら良いなと思うのですが、そのようなご意見というのは特になのでしょうか。

事務局：ワークショップにおいて、ニュースポーツとしてスケートボードの施設を作ってほしいというご意見はありましたが、利用者がたくさんおられる中で、利用者同士の接触等、様々な問題が想定されるので、少し難しいと考えています。また、中の島公園ではスペースが少なく、設置が困難ということもあり、募集要項では言及していないです。

委 員：仮に事業者から、このようなものを作ったらどうかという提案があった場合、もし実現可能であれば、それは当然、実現する可能性はあるのですね。

事務局：そうですね。ただ、社会実験として何度か重ねてもらわないと踏み切れないというのはあると思います。

委 員：常設型はなかなか一気に難しいということですね。

事務局：そうですね。

委員長：ほか、いかがでしょうか。一応、本日の議論を持ちまして、完成して公表されるという形になりますので、何かお気づきの点がありましたら、発言いただけたらと思います。本日これで募集要項等が了承された場合、いつ公表されるということでしょうか。

事務局：7月22日に公表の予定です。

委 員：資料7の管理運営業務仕様書の要求水準書の15ページのところで、770万円の予算枠内で必ずやってくださいというのを樹林管理業務のところで、「区域設定した場合その区域」と記載があるのは、指定管理者が自由に区域設定するというイメージなのでしょうか。

事務局：そうですね。樹林として、管理すべきだと指定管理者が決めた場合はその区域を樹林として管理してくださいというものになります。

委 員：別に決めなければやらなくてもよくて、その770万円をいろんな別の項目のものに振り分けてやってもらえればよいということですか。

事務局：そうです。芝生管理とかに振り分けてもらったらよいです。

委 員：募集要項とは直結しないですけれども、今回修正していただいて、指定管理もPark-PFIも目指すべき姿に資するような提案を期待しているということですが、実際その後、事業者が進めていく中で、目指すべき姿にだんだん近づいているとか、少しずつ実現できているなという、フォロー、モニタリングの体制、視点はお持ちなのでしょうか。

事務局：市の制度として、第3者モニタリングを数年に1度実施という決まりがあります。

委 員：その中にそういう視点を入れていくということですか。

事務局：そうです。

委 員：前回の意見で、地元配慮のところが、地域活性化という文言を取られて、地元配慮ということで、構成団体に地元企業等が含まれるかに留める修正になったと思いますけれども、直接関わるのかわからないのですが、ネーミングライツのような形で、構成団体に入る、入らないは別として、様々な企業からの協力を得るというやり方はありえると思うのですが、今回はそれはお聞きにならず、構成団

体への関与として評価すると思うのですが、今後の可能性として、地域団体の参画の可能性について提案があれば評価も可能ということではよろしいでしょうか。

事務局：公園協議会という地元自治会、ボランティア団体などが入った協議会を作ってもらって、公園をどうしていくかを検討していくというのを必須提案としているので、その中でどのように書いていただくかというところだと思います。

委員長：いかがでしょうか。よろしいでしょうか。前回も見ていただきましたので、とりあえず、現況このままで概ね良いということではよろしいでしょうか。

委員長：そういうことで募集要項に関しましては、今後、事務手続きを進めて頂くということにいたします。

（２）選定委員会概要に係る修正等の報告

委員長：引き続きまして、議事の（２）選定委員会概要に係る修正等の報告ということで、まずは事務局から説明をお願いします。

【事務局より選定委員会概要の説明】

委員長：主に審査に係る部分ですけど、前回ですと評価もプレゼンテーションの時に直接いきなりつけるということでしたが、今回の修正案では事前に資料を送っていただいて、とりあえず1回目を採点していただく。一部、我々では判断つかないところについては市の方で計算して、素案を用意していただくという形になるかと思います。只今の説明につきまして、何かご質問、ご意見ありましたら、お願いしたいと思います。

委員：小数点のところ、配点が60%とする考え方について、小数点第1位まで記入するということですが、こちらの評価点数表に自分で計算した第1回目の60%の点数をここに書いていくってことですか。

事務局：最低限要件を満たしているものを60%とする考え方なので、最低限だなど思うときは60%になるので、例えば配点が2点の場合は1.2点になりますので、その場合は1.2点と書いてもらって、それが80%くらい達成しているというものであれば、0.8掛けというようになりますので、小数第1位で書いてもらうという考え方です。

委員：自分で何%満たしているかというので、掛けていくということですか。

事務局：そうです。

委員長：60%が及第点ですね。60%以下をつけていたら、この事業者はだめだという意思表示になります。

委員：プレゼンテーションの時によくあるのですがけれども、書類の不備があって、すみません間違っていましたとか、これを書いていませんでしたとか言い出す事業者

がいるのですが、書いてなかったものをやりますというのはたぶん加点にならないですね。そのあたり判断としてはどうですか。

事務局：書いてなかったものは評価できません。

委員：そうですね。書類の書き方がおかしいとかわかりにくいついていうのを説明してもらって、質疑応答することはいいと思うのですが、書いてないのにやりますというのは評価できませんということですね。

委員：応募者への委員からの質問があると思うのですが、第1回目の評価は質問があるが、質問の回答が来る前に第1回の評価をするということですか。こういうことがわからないという質問を投げているけど、そのところは無視して、第1回評価を行うということですか。

事務局：そうです。

委員長：第1回は要するに単純に書類審査ということですよ。書類上だけでわかる範囲で審査していただくということになります。

委員長：この辺りは実際に応募書類が揃って、ご確認した際に不明な点がありましたら、どんどん市に問い合わせしていただけたらと思います。このような方針で進めさせていただくということをお願いしたいと思います。

(3) その他

委員長：続きまして議事の(3)その他とありますけれども、その他、何か市の方からございますでしょうか。委員の方からも何か最後に発言しておきたいこと等ありましたら、よろしいでしょうか。

では以上で、議事すべて終わりましたので、以下の進行につきましては事務局の方をお願いしたいと思います。

3 閉会

事務局：ありがとうございました。今後のスケジュールについてですが、本日頂きましたご意見を踏まえまして、事務局の方で募集要項の最終案を作成いたします。その後、委員長にご確認をいただいた後、各委員の皆さまにもご確認いただきたいと思っております。その後に市としての最終的な検討をしたいと思っております。募集要項の公表ですが、先ほどもございましたけれども、公募開始の日は7月22日を予定しておりますので、それまでは取り扱いの方ご注意くださいいただきますようお願いいたします。公募開始から11月29日まで、事業者を募集いたしまして、12月に予定しております第3回の選定委員会において、事業者の書類審査及びプレゼンテーション審査を行いまして、指定管理者候補者及

び次点者の選定をお願いしたいと考えております。今後の予定としては以上になります。

特にほかにございませんでしょうか。それでは、ありがとうございました。本日の会議をこれで終了させていただきます。